第６９回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時　平成27年５月27日（水）10:00～12:00
場所　別館５階 石狩振興局大会議室

１　開　　会

２　議　　事

（１）道民アイデアの第1次整理について

・ 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進
・ 海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し
・ 合同墓の埋葬
・ ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長
・ 観光立国推進旅行券の発行

（２）その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１　温泉付随可燃性天然ガス利用の促進
資料２　海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し
資料３　合同墓の埋葬
資料４　ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長
資料５　観光立国推進旅行券の発行

参考資料１　北海道サイクリング特区
参考資料２　自転車に対する駐車規制及び取締り実態について
参考資料３　温泉付随可燃性天然ガス利用の促進・
　　海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し
参考資料４　合同墓の埋葬
参考資料５　ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長
参考資料６　観光立国推進旅行券の発行

席上配付資料

第６８回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成２７年３月３０日（月）１３：３０～１５：５０

■開催場所：道庁赤れんが庁舎　２階　１号会議室

■審議結果概要

議事　道民アイデアの第１次整理について

○「観光業者に対する税制優遇」（№428）の理由の表現について、別途修正することとし、事務局に一任

○「温泉付随可燃性天然ガス利用の促進」（№420）、
「国立公園内における地熱開発の取扱」（№423）、
「補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更」（№426）、
「北海道サイクリング特区」（№427）、
「事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化」（№430）、
「通訳案内士の登録要件等の緩和」（№432）、
「旧１００円銀貨を媒体とした金融貸付」（№434）、
「農用地区域内の開発行為制限の緩和」（№435）
の８項目について、第１次整理を行った結果、№420 については、具体的なニーズや類似アイデアの過去の審議状況などを整理の上、検討を継続することとし、その他の項目については、いずれも一旦検討を終了

資料１

平成２４年度道民アイデアの審議状況

	No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況						
				大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第67回
1	405	3512 H	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討				一次整理		
2	406	3513 I	外国語教育の推進	教育･学校	教育･学校	教育･学校		一次整理					
3	407	4510 F	水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策						一次整理	
4	408	1516 F	**「北海道地域エネルギー･温暖化対策推進会議」の道への移管等**	環境保全	環境推進	その他							審議
5	409	1517 J	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理						
6	410	1518 J	限度額適用･標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理						
7	411	1519 H	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					一次整理		
8	412	4511 H	帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理					
9	413	4512 E	最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備						一次整理	
10	414	4513 D	二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			一次整理				
11	415	4514 F	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	一次整理		
12	416	4515 D	一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			一次整理				
13	417	3514 J	外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理					
14	418	3515 F	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全				一次整理			
15	419	1520 F	エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	一次整理		
16	420	1521 D	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策							
17	421	4516 H	超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					一次整理		
18	422	3516 D	公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区	経済振興対策	産業振興	その他				一次整理			
19	423	2512 D	国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策							
20	424	4517 C	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大						一次整理	
21	425	4518 H	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大						一次整理	

※アイデアを受理した期間 ： 平成24年4月～平成25年3月

資料２

道民アイデア整理表

№. ４４５	アイデア名	海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し

【アイデアの概要】

平成 24 年 1 月の鉱業法の改正により、海洋地質調査（採泥調査）を実施する場合には、経済産業大臣の許可が必要となった。

国はその理由として、不法に資源探査活動を行う者を取り締まることを挙げているが、実際にはその目的を問わず申請が必要であり、学術・研究目的での探査の実施を抑制し、研究業務の円滑な遂行に支障をきたしている（たとえば、夏に許可申請したにも関わらず、許可の時期が冬近くになり、冬季の天候悪化のため海上調査が困難もしくは不可能となる事態も生じている。）。

活断層の危険度に関する貴重なデータを取得する機会が失われることは、道民・国民生活の安全に関して大きな損失である。

このため、①地方公共団体の公的研究機関が科学的研究目的で実施することが明らかな場合には免除規定を設ける、又は、②国（資源エネルギー庁）から道に権限を移譲することを提案する。

このことにより、書類審査に係る時間が大幅に縮小可能と思われ、調査計画の立案から海洋調査まで、迅速に実施することが可能となり、沿岸防災に係る重要なデータを確実に取得できる。

【事実関係の整理】

１　鉱業の探査に係る許可制度の創設

鉱業権の設定に不可欠な開発準備行為である資源探査（物理探査）について、従来は法的規制が一切なく、外国調査船の海洋調査活動への取締りができないなどの支障があったため、国内資源の適正な管理の観点から、目的（鉱物資源の開発、科学的調査）の如何に関わらず、外形上、一定の行為を行う場合には、経済産業大臣（資源エネルギー庁（海域）・経済産業局（陸域）が所管）の事前の許可が必要とされた（鉱業法第 100 条の 2、同法施行規則第 44 条の 2）。

２　許可申請手続

実務上、許可申請に先立ち、他者の鉱区（鉱業権登録区域）との重複の有無や、海底の土砂等を採取する手法や点数が、鉱業法の規制に該当するかのなどの確認を、北海道経済産業局との間で行っている（同法施行規則第 44 条の 5 第 5 項等）。

３　国に関する特例

国の機関が行う探査については許可は要せず、経済産業大臣への事前協議制となっている（同法第 100 条の 10）。

４　その他

鉱業権に関する情報は、鉱業原簿により国が一元管理し、情報公開制度の対象外とされている（同法第 59 条）。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了

＜理由＞

○　鉱業権に係る情報は、国が一元管理し、非公開とされるなど、鉱物資源は国民経済上、重要な国家的資産であることから、鉱業権の設定に関わる権限は、国において執行されるべきものである。

○　なお、地方公共団体の機関が行う科学的調査について、国の機関に準じて事前協議制とするなどの規制緩和について、「提案募集方式」での国への提案に向けて道として検討を進めることとする。

資料３

道民アイデア整理表

No. ４３９	アイデア名	合同墓の埋葬について

【アイデアの概要】

○　少子化や核家族化に伴い、墓地使用権の承継者のいない無縁墓や、親族に承継の意思がない墓など、管理不能な墓が増加していく傾向にあり、対応に苦慮している状況。

○　改葬に当たっては、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」第３条により、死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓に関する権利を有する者に対し、１年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に立札を１年間掲示をし、この公告期間中に申出がなかった場合に、改葬の手続きを進めるという手続きが必要である。

○　このため、手続きを最小限に簡素化し、無縁墓等については、合同墓を設置する中で供養をして行きたい。

○　管理不能な墓地をなくし、市有地の有効活用につながるほか、将来的に墓の継承者がいない場合についても、生前の希望により合同墓へ埋葬することへの安心感が得られる。

【事実関係の整理】

①　無縁墳墓の改葬手続については、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し１年以内に申し出るべき旨の官報公告及び墳墓のある場所における立札設置を行い、その期間内に縁故者等の申出がなかったことを証する書類を添えて、市町村長に対して改葬許可申請を行う必要がある（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第３条）。

②　改葬の許可権限は、市町村長が有している（墓地、埋葬等に関する法律第５条）。

③　なお、縁故者等の申し出の催告方法（上記①）については、従来は「２種以上の日刊新聞に３回以上の公告」による方法だったが、手続の簡素化のため、厚生省（当時）において、現行の「官報公告及び１年間の立札設置」に見直され、費用の軽減と実効性の担保が図られた経緯がある（平成 11 年規則改正）。

【道州制特区制度との整合性】

提案内容は、市町村長の権限に属する事務に関する規制緩和に係るものであり、国から道への権限移譲を求めるものではない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了

＜理由＞

○　市町村長の権限に関する内容であるため、道州制特区提案にはなじまない。

○　地方に関する規制緩和として、提案募集方式による国への提案について、当該提案者に助言する。

資料４

道民アイデア整理表

No. 442	アイデア名	ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長

【アイデアの概要】

○　現在、ホテル・旅館における外国人技能実習期間は、１年間となっており、言葉と業務の流れの一部しか理解できない。
○　そのため、実習期間を３年間又は５年間とし、ホテル・旅館の業務とともに“日本文化のおもてなし”を習得させる。
○　外国人観光客が増え日本人労働者が減る中、特に道内では人手が不足しており、外国人技能実習生に“日本文化のおもてなし”を習得してもらうことで、外国人観光客に優れたサービスの提供が可能となり、魅力発信につながる。

【事実関係の整理】

○　技能実習制度は、国際貢献のため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図ることを目的とし、外国人が「出入国管理及び難民認定法」別表第１の２の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する制度である。
○　技能実習には、入国後１年目の技能等を習得する活動（技能実習１号）と、２・３年目の修得した技能等に習熟するための活動（技能実習２号）があるが、ホテル・旅館業は、技能実習２号移行対象職種となっていない。
○　技能実習２号の対象となるためには、業務内容に係るレベル別の全国的な技能評価制度の創設が必要であり、現在、宿泊業の関係団体で評価制度のあり方について検討が進められている。
○　道は、外国人人材の確保により、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設について、平成 20 年に道州制特区提案を行っているが、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討とされている。

【道州制特区制度との整合性】

出入国管理は国の専掌事項であるため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了

＜理由＞
出入国管理は国の専掌事項であり、道州制特区提案には馴染まないため、一旦検討終了とする。

資料５

道民アイデア整理表

No. 443	アイデア名	観光立国推進旅行券の発行

【アイデアの概要】

○　道民に「観光立国推進旅行券」を発行し、観光・宿泊・食事のセットとし消費喚起に繋ぐ。
○　道内のホテル・旅館の宿泊者は７割以上を道民で占めており、旅行券の発行により観光交流人口の増加が期待される。

【事実関係の整理】

地方公共団体による旅行券の発行は、法令上制限されていない。

【道州制特区制度との整合性】

旅行券の発行は、現行制度で対応可能であるため、道州制特区制度には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了

＜理由＞

道州制特区制度には馴染まないため、一旦検討終了とする。

なお、道では今年度、需要の低迷する閑散期への本道の観光需要を拡大するため、観光入込客数の約 85%を占める道内客に対し、「道産子旅券」を発行し、旅行意欲の喚起及び通年化の促進を図る考え。

参考資料１

道民アイデア整理表

No. 427	アイデア名	北海道サイクリング特区

【アイデアの概要】

① 道路交通法の運用を緩和し、世界における上級カテゴリーのレースができるようにする。
（現在は、ツールド北海道でも片側通行しか認められておらず、上級レースが開催できない。）

② 道路の設計標準を変え、自転車の通行の支障にならないようにする（必要がある際に順次改修）。

③ 補助制度などにより、公共交通機関に自転車を持ち込みやすい仕組みを作るよう促す。

④ 農地法の運用を緩和し、収穫後の農地や休耕田などで、マウンテンバイクのレースなどを開催できるようにする。公所有の山林の中を走る場合も、許可のルールを明確にし、通行しやすくする。

⑤ 自転車を持ち込める宿泊施設、移動手段、自転車で通行が困難なトンネルや砂利道などの、北海道全体の情報（外国語対応）提供の充実。

⑥ 道路だけではなく、河川敷地も利用した、北海道全体を自転車で回れるルート作り。
河川敷地も利用し、自転車が苦手なトンネルを通らずとも、北海道が回れるようなルートを作る。

○ アイデアの実現により、レース中継による地域の名所・美しい景色のアピール、飲食店の売上向上、健康増進による医療費の削減、CO2 の削減、自転車を趣味とする方の移住促進、自転車ガイドの雇用促進といった効果が期待できる。

【事実関係の整理】

① 道路の使用の許可は、所轄警察署長が行い、必要に応じ、危険防止等のための条件を付すことができる。（道路交通法第 77 条）

② 通行の妨げとなる溝の解消や滑りにくいグレーチングの使用など、道路における安全で快適な自転車通行設計は現行制度でも可能であり、国がガイドラインを策定し、推進している。

④ 優良農地であっても、周囲の営農に支障を生じないこと等の基準を満たせば、農地法に基づく許可を受けた上で、農地を一時的に転用することができる。

④ 国有林及び道有林では、開放している林道は、一般的に届出により自転車での通行ができる。

⑤ 平成 24 年に発足した「サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会」（オブザーバーとして道が参画）では、複数市町村にまたがるルートや、サイクリストにやさしい宿泊施設等をホームページで公開。

⑥ 河川法上、河川敷地でのサイクリングは、一般的に規制はなく、自由に行うことができる。

【道州制特区制度との整合性】

① 道路使用の許可については、国に対して移譲を求める権限が存在しないため、道州制特区提案には馴染まない。

②～⑥ 現行制度で対応可能であるため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了

＜理由＞

道州制特区提案には馴染まないため、一旦検討終了とする。

なお、道としては、サイクルツーリズムは、本道の優位性を活かした観光資源として、国内外からの新規需要の喚起や市場の拡大に資するものであることから、今後とも、関係機関との連携を図りながら、広域モデルルートの開発などの地域の取組を支援し、サイクルツーリズムの推進に結び付ける考え。

参考資料２

■自転車に対する駐車規制及び取締り実態について

（北海道警察本部に確認済）

○自転車は道路交通法上「車両」に含まれ、規制の対象となる。

○自転車の駐車違反については、悪質・危険性、迷惑性が高いなど、特に必要がある場合を除き、指導・警告を原則としている。

○道路交通法（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

八　車両　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一　軽車両　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽（けん）引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十七　運転　道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九　停車　車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

（公安委員会の交通規制）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。（後段略）

２　前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

３～５　（略）

参考資料３

○温泉付随可燃性天然ガス利用の促進

○海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し

■ 鉱業法の一部を改正する等の法律の概要・・・・・　1

■ 鉱業法に基づく制度等のご案内・・・・・・・・・・　2

■ 鉱業権設定登録までのフロー・・・・・・・・・・・　5

■ 鉱山保安法の体系・・・・・・・・・・・・・・・・　6

■ 過去の類似アイデアの審議等の状況・・・・・・・　7

■ 鉱物の探査に係る許可制度の創設・・・・・・・・　9

■ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成24年1月21日施行）」の概要

背景

○ 資源価格の高騰・乱高下、資源獲得競争の激化の中で、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要。
○ その際、その制度基盤となる鉱業法は、制定（昭和25年）以来、本格的な改正がなく、以下の問題が発生。

① 鉱業権設定の出願者に対し、技術的能力などを求める規定がなく、開発主体の適切性を担保できない。
→ 能力に欠ける者など、資源政策上、適切でない主体の鉱区設定や出願が存在。

② 先願主義（先に申請した者が優先して鉱区取得）
→ 当面の開発意欲のない者などによる実態に乏しい申請を誘引。

③ 資源探査の規制が存在しない。
→ 無秩序な資源探査活動が行われる（特に海域においては、外国船による事例が存在）。

（参考）資源開発を行うリグ

【鉱業法の概要】
○ 鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉱業権（試掘権・採掘権）の賦与など、鉱業に関する基本的制度を規定。

法律の概要

○国が国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進める制度体系を構築。

措置事項の概要

1. 出願者に対する技術的能力等の要件の導入
・ 鉱業権の許可対象を資源政策の観点から適切な主体に限定する。

2. 先願主義の見直し
・ 石油・天然ガス・海底金属鉱物資源等の重要鉱物については先願によらず、国が、資源の維持・管理を行いつつ、鉱区設定を行い、最も適切な開発主体を審査・選定し、鉱業権を付与する制度を創設する。

3. 資源探査に対する許可制度の創設
・ 探査主体については、基本的に上記1．と同様に適切な主体・場合に限定する。
・ 陸域・海域ともに規制する。
※特に、海域（排他的経済水域等）は、国連海洋法条約により、天然資源の探査等に「主権的権利」が認められる。

資源開発の流れ

	資源探査	試掘	採掘
現行	未規制	鉱業法で規制	
改正後	資源探査規制を導入	・能力等の要件を導入 ・先願主義の見直し	

鉱業法に基づく制度等のご案内

～ 制度等の活用による更なる資源開発の促進を図ってまいります ～

平成27年2月4日
経済産業省北海道経済産業局

近年、資源価格が高騰・乱高下し、資源獲得競争が激化する中、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進めることが必要になってきています。

このため、他国の資源政策に影響されない自らの供給源である国内資源を国が適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行うことを目的として、平成24年1月21日に改正鉱業法が施行され、**特定区域制度や資源探査規制制度といった新たな制度の創設や鉱業権の許可基準の見直し**等を行いました。

制度の活用による更なる資源開発の促進を図るため、制度の詳細をご案内させていただきます。

特定区域制度

国民経済上特に重要であり、その安定的な供給の確保が特に必要な石油・天然ガス等の特定鉱物（以下、「特定鉱物」という）※1について、改正前の鉱業法の**先願主義に基づく出願手続きから、国による適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける出願手続きへ制度を見直し**ました。

本制度は、国が区域を指定するだけでなく、**事業者（日本国民又は日本法人に限る）が主体となって資源の存在又は存在可能性がある区域を提案することで、特定区域として指定することも可能**ですので、是非、資源エネルギー庁若しくは当該区域を所管する各経済産業局までご相談ください。

また、特定区域に指定された区域は、開発者を公募・選定し、経済産業大臣による鉱業権の設定を受けた適切な開発主体（特定開発者）により開発が行われることになります。

なお、特定開発者の選定にあたっては、経理的基礎や技術的能力等の適合審査や特定開発者を選定するための評価基準（例：過去の開発実績や開

発計画の実施可能性等）に基づき選定することで、資源の合理的な開発を進めることとしています。

手続きの流れについては、下記参考図をご覧ください。

※1 特定鉱物

1. 石油、可燃性天然ガス
2. 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
3. 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
4. アスファルト

（参考）手続きの流れ

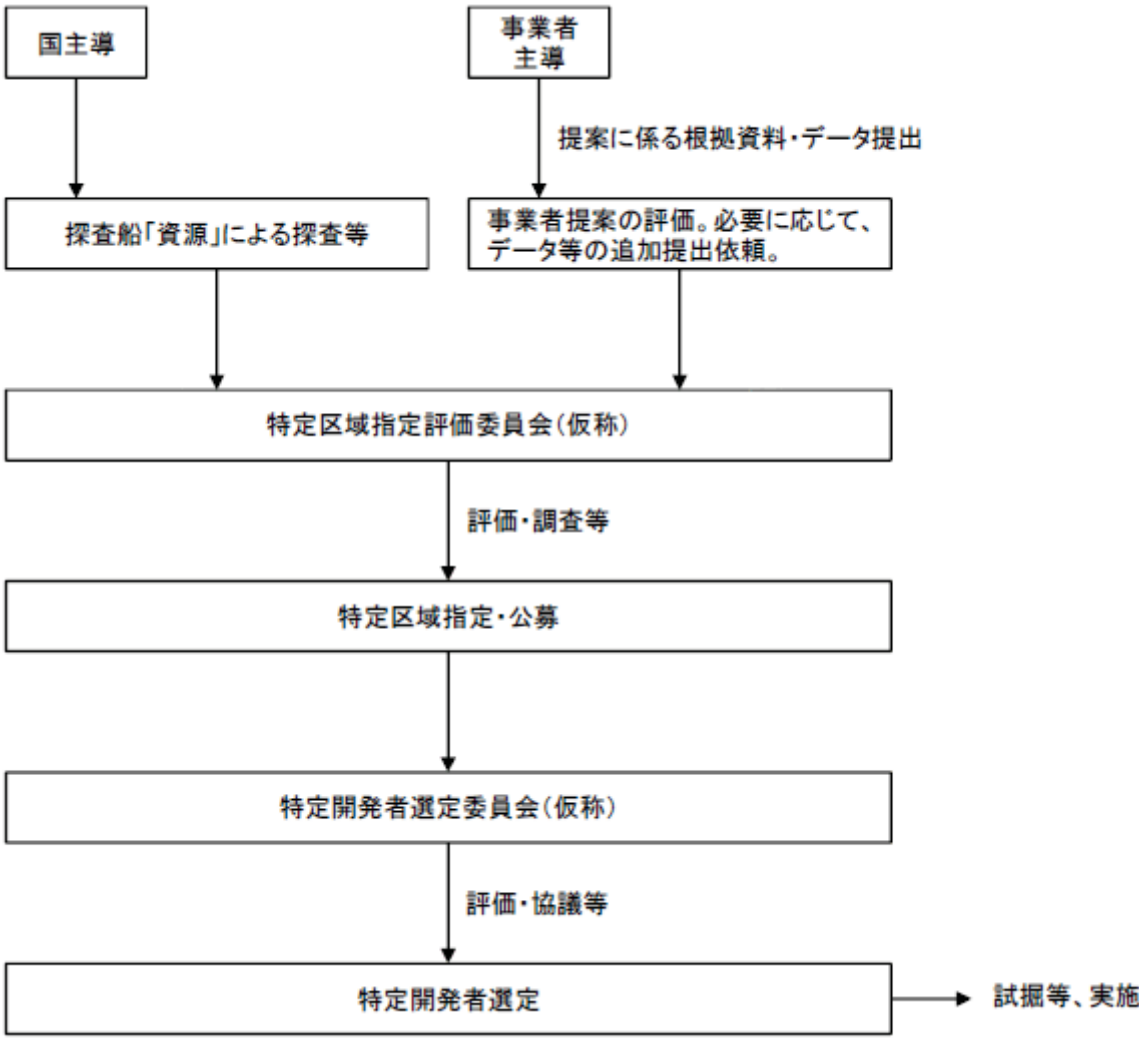

資源探査許可制度

国内資源の適正な維持・管理を行うため、目的の如何に関わらず、**地震探鉱法※2、電磁法※3、集中的サンプリング探査法※4による探査を行う場合、事前に経済産業大臣の許可**を受けるよう、許可制度が創設されました。

本制度は不法に探査活動を行う者を取り締まり、我が国の国内資源の適正な管理を行うための制度ですので、何卒、御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

なお、海域での探査については資源エネルギー庁、陸域での探査については当該区域を所管する各経済産業局までご相談ください。

※2 地震探鉱法

人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法

※3 電磁法

電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法

※4 集中的サンプリング探査法

底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法

鉱業出願に係る審査基準の改正

改正前の鉱業法では、経理的基礎や技術的能力などの評価がされていなかったため、鉱業権者による鉱物資源の合理的な開発が十分に行われていないケースが見受けられました。このため、適切な開発主体により、適切な鉱業を実施していただくため、**鉱業権の許可基準に経理的基礎や技術的能力を有すること等の項目を追加**いたしました。

審査基準については、各経済産業局のウェブサイトにて公表しております審査基準をご覧ください。

鉱業権設定登録までのフロー
（特定鉱物）

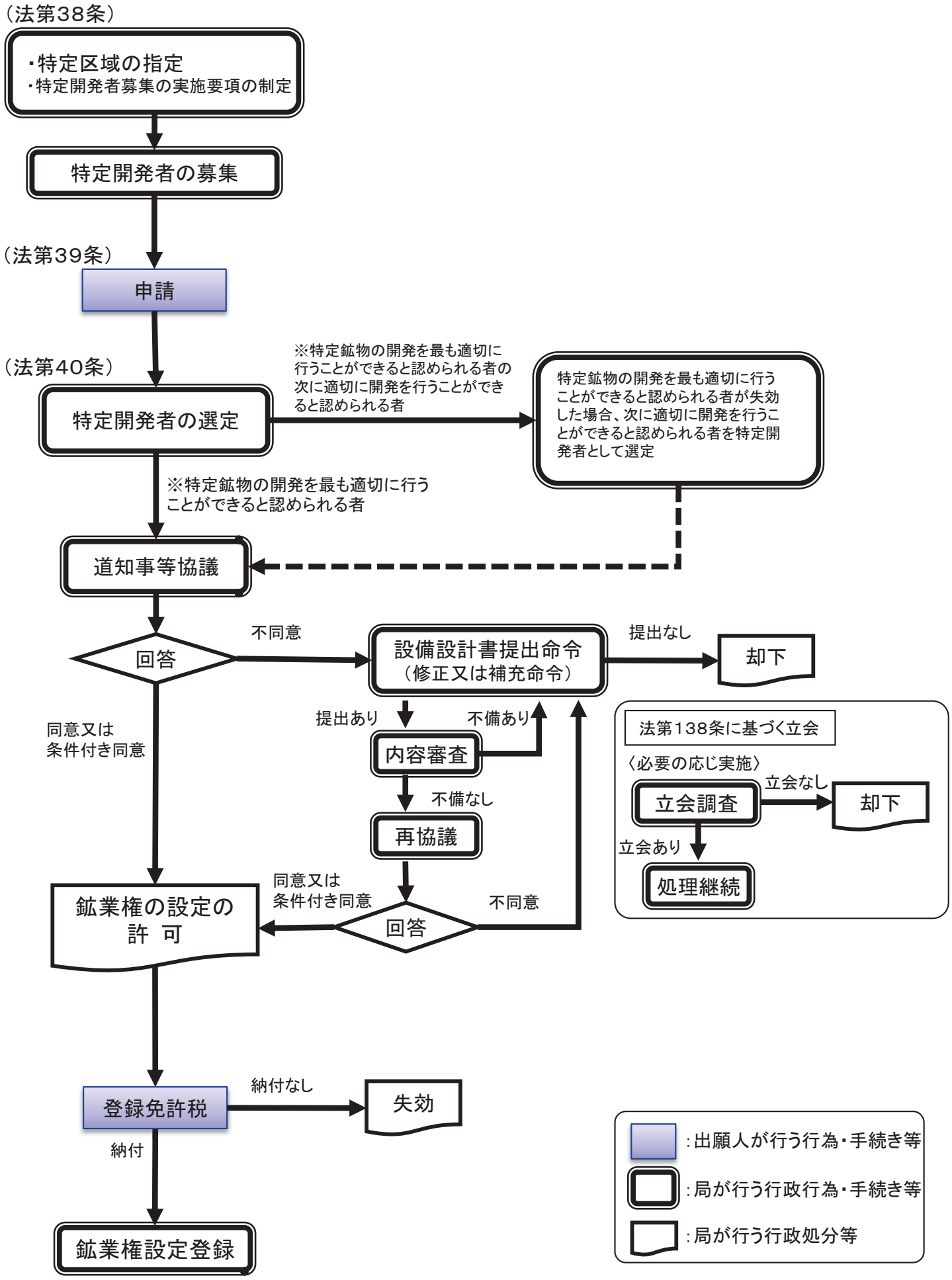

鉱山保安法の体系

（制定：昭和24年法律第70号　最終改正：平成16年法律第94号）

第一条　この法律は鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

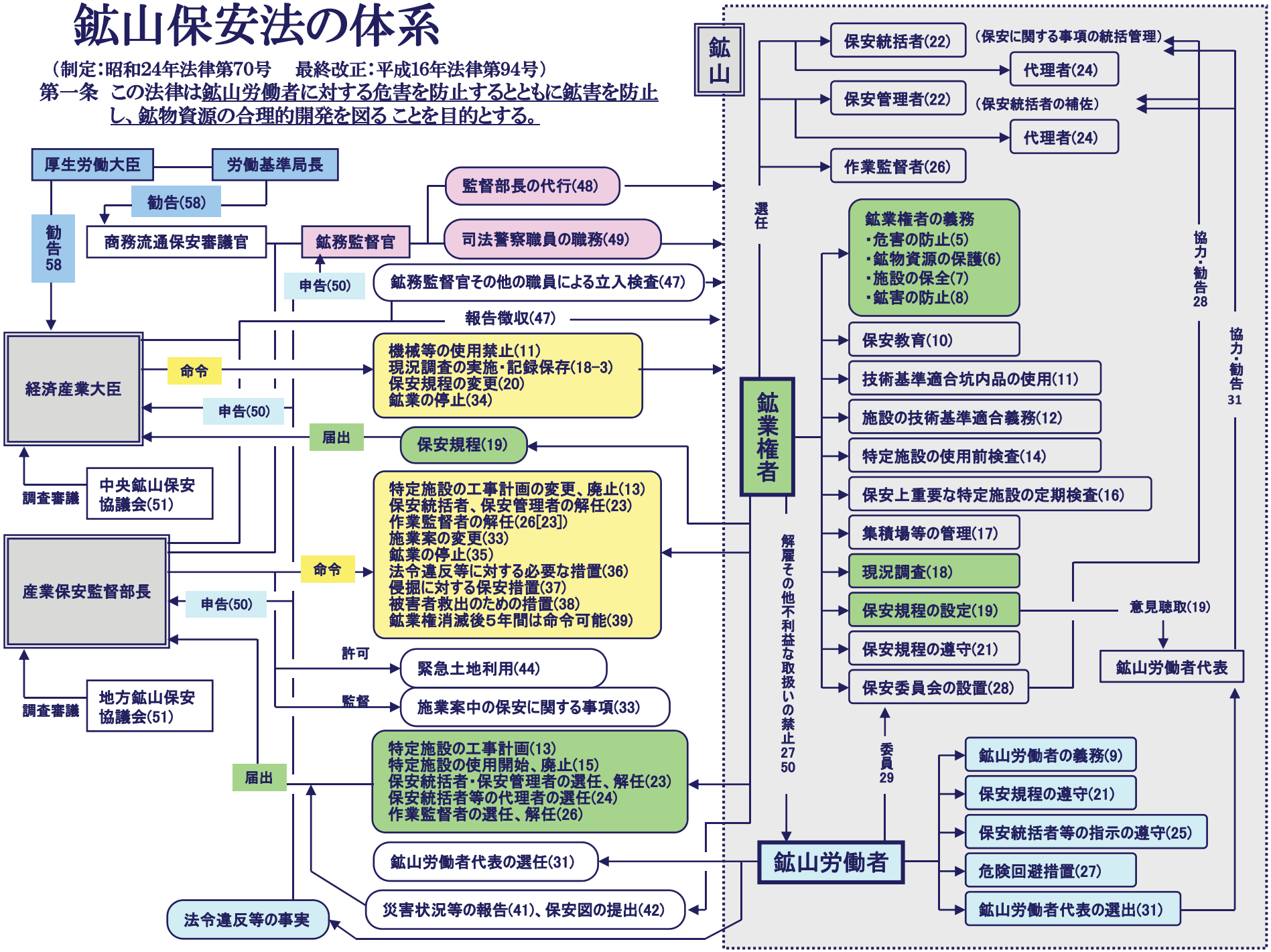

■過去の類似アイデアの審議等の状況（公表資料から要約）

1　道州制特区提案検討委員会（北海道）（第 34 回：H22.1.22 開催）

◎特区提案によらなくても対応可能なもの

○アイデアの概要

「鉱業権に係る業務の義務づけ」

・鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。

○理由等

「現行法令で対応可能」

・　鉱業権は、その設定を受けようとする者が国（経済産業局長）に出願し、許可を受け、鉱業原簿に登録することにより効力を生じる。鉱業権を持つ者（鉱業権者）は、鉱業権の設定又は移転の登録があった日から６箇月以内に、事業に着手する義務がある。（鉱業法第６２条）

＜参考：鉱業法＞

（事業着手の義務）

第６２条　鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

２～４　（略）

2　構造改革特区（内閣官房）（経済産業省回答（H22.6.2））

○要望事項

「天然ガス利用に関する規制の緩和（山形県鮭川村）」

村内には温泉に混じって天然ガスが湧出しており、古くから炊事・暖房等をまかなってきた。天然ガスの有効利用を図ることにより、省エネルギーや観光資源・農林水産業資源として地域の産業活性化に資する。

具体的には、鉱山保安法による鉱山保安統括者（有資格者）の常設には多くの経費が必要であることから、ボイラー技士２級程度の者を配置するだけで利用できるものとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

「現行法で対応可能」

温泉に混じって湧出する可燃性天然ガスを組織的に利用していくためには、鉱山におけるパイプライン及びその附属設備、電気工作物の工事、維持、運用に関する作業も必要だが、これらの作業の監督をボイラー技士２級程度の資格を有した者のみに行わせることは、可燃性天然ガスの掘採を目的とする鉱山において、作業工程に応じた作業監督者を置くことによる保安の確保が十分になされないおそれがある。

なお、鉱山における作業の維持管理作業について、鉱山保安法の義務を履行することができる団体に作業の請負を依頼することは、現行法でも可能である。

３　規制改革ホットライン（内閣府）（平成 25 年度分より）

○提案事項（１）

「温泉から付随して出るガス（メタンガス）の有効利用促進」

・　温泉付随ガスを利用するために必要な「鉱業法」の許可を得るためには、多大な資料を揃え（一般人では無理）、申請して１年以上も時間を要する。この手続きを簡素化出来れば、①国内エネルギーの有効利用の進展し（国益になる）、②メタンガスによる環境負荷も減少。

○措置の分類

「現行制度下で対応可能（一部対応不可）」

・　鉱業権の取得の出願は、個人による出願は可能であり、実際に個人による取得事例あり。

・　また、個人の自家用（営利目的としない、個人宅において日常生活を営むために炊事等の家事用の使用に限る）に供するものであれば、鉱業権がなくても利用することは可能。

・　他の鉱業権や出願等との調整に時間を要する等の鉱業法特有の問題があるため、権利設定に時間を要する場合があるが、標準処理期間に基づき処理の迅速化に努めるとともに、必要な出願書類については、法令に基づき必要最低限の書類を求めるようにしている。

○提案事項（２）

「自噴メタンガスの有効活用」

・　現状では、既に自噴しているメタンガス（殆ど大気放散）を利用するに当り、「試掘権」の申請・受理・許可～「採掘権」の申請・受理・許可まで概ね２ヵ年を要する。

・　そこで既に自噴しているメタンガス（殆ど大気放散）に限り、早期に有効利用すべく仮称「限定採掘権」の設定（規制改革）をお願いします。（申請後、６ヶ月程度で許可が出る事を希望）

○措置の分類

「現行制度下で対応可能（一部、対応不可）」

・　メタンガスを含む可燃性天然ガスの採掘に当たっては、鉱物資源の合理的な開発を確保するという観点から、まず経済産業大臣が一定の区域を特定区域として指定し、鉱業権の設定を受けようとする者を募集して、その後、経済産業大臣が鉱業権設定の申請者の中から指定した区域の開発を最も適切に行うことができる者を選定した上で、選定された者に鉱業権の設定の許可をすることになる。

・　ただし、可燃性天然ガスの存在が明らかである区域においては、既に旧制度下における鉱業権設定の出願がされている可能性があり、この場合には、上述した経済産業大臣による指定は行えず、先願主義に基づき、出願順に審査され、先に基準を満たす者に対して鉱業権が設定されることになるため、申請をした場合であっても、鉱業権の設定が受けられない場合がある。

・　また、鉱業権の設定に関しては、６ヶ月間の標準処理期間を設け、処理の迅速化に努めているが、①鉱業権設定のためには土地所有権者など様々な権利者との調整が必要となること、②特定区域の指定後、公平性の観点から一定の募集期間が必要であること等の鉱業法固有の事由があることはご理解いただきたい。いずれにしても、引き続き、処理の迅速化に努める。

（四国経済産業局ＨＰより）

鉱物の探査に係る許可制度の創設

（1） 鉱物の探査（法第１００条の２第１項）

① 鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る）
② 地震探査法その他一定の区域を継続して使用するもの
として、経済産業省令で定めるもの（①かつ②）。

経済産業省令

- 地震探査法
  人工的に振動をおこすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法
- 電磁法
  電磁波を発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法（海域において行うもの）
- 集中的サンプリング探査法
  底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法（海域において行うもの）

（2） 鉱物の探査の許可申請（法第100条の2、規則第44条の3）

申　　請

審査

許可証交付

（申請手続）

- 申請書類
  - 申請書（様式第35）
  - 区域図（3葉）
  - 誓約書等
- 提出先
  - 海域：資源エネルギー庁
  - 陸域：管轄経済産業局

（許可基準）（法第100条の3、規則第44条の8）

- 水管、ガス管、石油管等が損傷を受けることがないような措置
- 危険防止のために必要な措置
- 適切に遂行できる実施体制
- 適切な実施計画
- 欠格事由に該当しない
- 公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでない　等

- 許可には条件を付すことができる。
- 探査結果の報告を命じることができる。（法第100条の11）

○鉱業法（抄）　（昭和二十五年法律第二百八十九号）

（目的）

第一条　この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。

（国の権能）

第二条　国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。

（適用鉱物）

第三条　この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そ（ヽ）う（ヽ）鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ（ヽ）鉱、ニツケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、り（ヽ）ん（ヽ）鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスフアルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こ（ヽ）う（ヽ）、重晶石、明ば（ヽ）ん（ヽ）石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、け（ヽ）い（ヽ）石、長石、ろ（ヽ）う（ヽ）石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ち（ヽ）ゆ（ヽ）う（ヽ）積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

２　（略）

（鉱業権）

第五条　この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（特定鉱物）

第六条の二　この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

（鉱物の掘採及び取得）

第七条　まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、掘採してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　可燃性天然ガスを営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

二　鉱業権の目的となつていない石灰石、ドロマイト又は耐火粘土を営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

（種類）

第十一条　鉱業権は、試掘権及び採掘権とする。

（性質）

第十二条　鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

（鉱業権者の資格）

第十七条　日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。但し、条約に別段の定があるときは、この限りでない。

（特定区域の指定）

第三十八条　経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るためには、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

２　（略）

３　経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならない。

４～８　（略）

（設定の申請）

第三十九条　前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更

後のもの。以下同じ。）において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

２～４　（略）

（特定開発者の選定等）

第四十条　経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　その申請に係る鉱業権の設定の申請（以下「鉱業申請」という。）をした者（以下「鉱業申請人」という。）が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三　その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四　その申請に係る鉱業申請をした土地の区域（以下「鉱業申請地」という。）がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

五　その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

２　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十八条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行うものとする。

３　経済産業大臣は、前項の評価に従い、特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

４　経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権の設定の許可をしようとするときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

５～８　（略）

（登録）

第五十九条　左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

一　鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限

二　共同鉱業権者の脱退

三　採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

２　前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

３　登録に関する規程は、政令で定める。

４　第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

５　鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

６　鉱業原簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（鉱物の探査の許可）

第百条の二　鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

２　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければ

ならない。
一　申請の区域の所在地
二　探査の期間
三　探査の方法
四　氏名又は名称及び住所
五　その他経済産業省令で定める事項
３～５　（略）
（探査の許可の基準）
第百条の三　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。
一　その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
二　その申請に係る者が次のいずれにも該当しないこと。
イ　この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ロ　第百条の五（第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
ハ　法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
三　その申請に係る探査が、他人の鉱区で行われるものであつて、当該鉱区における他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。
四　その申請に係る探査が、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。
五　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る探査が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。
（許可の条件）
第百条の七　第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
２　前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
（国に関する特例）
第百条の十　国の機関が行う探査については、第百条の二第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その探査を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。
（探査の結果の報告）
第百条の十一　経済産業大臣は、鉱物の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第百条の二第一項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

○鉱業法施行規則（抄）（昭和二十六年通商産業省令第二号）

（法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法等）

第四十四条の二　法第百条の二第一項に規定する地震探鉱法については、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいう。

２　法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法のうち一定の区域を継続して使用するものであつて、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項の規定による排他的経済水域若しくは同法第二条の規定による大陸棚に係る海域又は領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の規定による領海若しくは内水（内水面を除く。）において行うものとする。

一　電磁法（電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）

二　集中的サンプリング探査法（底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法をいう。）

（申請書の様式等）

第四十四条の三　法第百条の二第一項の規定により探査の許可を受けようとする者は、様式第三十五による申請書に、様式第三十六により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面三葉を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地

二　申請の区域の面積

三　縮尺

四　申請の区域の頂点及び右回りに付したその番号

五　第三条の二の平面直角座標系による申請の区域の頂点の座標値

六　申請の区域の境界線

七　申請の区域及びその付近における地形

八　その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点等探査を行う位置を把握するために必要な事項

２　前項の申請書には、申請者が法第百条の三第二号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

第四十四条の四　法第百条の二第二項第三号の探査の方法については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海域において行う探査にあつては船舶の詳細（探査に使用している警戒船等の船舶を含む。）

二　装置及び機器の詳細

三　その他、当該探査の方法を把握するために必要な事項

第四十四条の五　法第百条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該探査の実施計画

二　寄港予定地及び日付

三　公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設、文化財、公園又は温泉資源の保護に関する事項

四　農業、林業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項

五　申請に係る探査が他人の鉱区で行われるものの場合は、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項

六　探査結果の取扱いに関する事項

（探査の方法に関する基準）

第四十四条の八　法第百条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近で行う探査においては、当該探査によつて水管等が損傷を受けることがないよう適切な措置を講ずること。

二　申請の区域の危険防止のために必要な措置を講ずること。

三　当該探査を適確に遂行できる実施体制によるものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、当該探査を適確に遂行する上で適切な実施計画によるものであること。

○鉱山保安法（抄）（昭和二十四年法律第七十号）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二条　この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

２　この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

３～４　（略）

第三条　この法律において「保安」とは、鉱業に関する次に掲げる事項をいう。

一　鉱山における人に対する危害の防止

二　鉱物資源の保護

三　鉱山の施設の保全

四　鉱害の防止

２　前項第一号の鉱山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。

（鉱業権者の義務）

第五条　鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

一　落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災

二　ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理

三　機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

２　前項に定めるもののほか、鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、衛生に関する通気の確保及び災害時における救護のため必要な措置を講じなければならない。

第六条　鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災から鉱物資源を保護するため必要な措置を講じなければならない。

第七条　鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、経済産業省令の定めるところにより、機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のため必要な措置を講じなければならない。

第八条　鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

一　ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理

二　土地の掘削

（保安教育）

第十条　鉱業権者は、鉱山労働者にその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならない。

２　鉱業権者は、特に危険な作業であつて経済産業省令で定めるものに鉱山労働者を従事させるときは、経済産業省令の定めるところにより、当該作業に関する保安のための教育を施さなければならない。

（保安規程）

第十九条　鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、経済産業省令の定めるところにより、保安規程を定め、遅滞なく、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

２　鉱業権者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

３～４　（略）

（保安統括者等）

第二十二条　鉱業権者は、鉱山において、保安に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。

２　保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

３　鉱業権者は、鉱山において、保安統括者を補佐して、保安に関する事項を管理させるため、当該鉱山に常駐し、かつ、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、保安管理者を選任しなければならない。ただし、保安統括者が当該鉱山に常駐し、かつ、本文の要件を備える場合は、この限りでない。

４　鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者を選任したときは、経済産業省令の定めるところにより、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

第二十三条　産業保安監督部長は、保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、保安統括者又は保安管理者の解任を命ずることができる。

２　前項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

３　前条第四項の規定は、保安統括者又は保安管理者を解任したときに準用する。

（作業監督者）

第二十六条　鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。

２　（略）

（保安委員会）

第二十八条　鉱業権者は、保安に関する重要事項を調査審議し、保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行わせるため、鉱山に保安委員会を設けなければならない。ただし、第三十一条第一項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

○温泉法（抄）（昭和二十三年法律第百二十五号）

（目的）

第一条　この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

２　この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

（土地の掘削の許可）

第三条　温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

（許可の基準）

第四条　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一　当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二　当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

三～六　（略）

２～３　（略）

（増掘又は動力の装置の許可等）

第十一条　温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

２～３　（略）

（温泉の採取の許可）

第十四条の二　温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一　当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二～四　（略）

３　（略）

（可燃性天然ガスの濃度についての確認）

第十四条の五　温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

２～３　（略）

（温泉の利用の許可）

第十五条　温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

２～４　（略）

○電気事業法（抄）（昭和三十九年法律第百七十号）

第三十八条　この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一　他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの

二　構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2　前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3　この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4　この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

（事業用電気工作物の維持）

第三十九条　事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2　前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一　事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二　事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること。

三　事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四　事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

（技術基準適合命令）

第四十条　主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

（費用の負担等）

第四十一条　事業用電気工作物が他の者の電気的設備その他の物件の設置（政令で定めるものを除く。）により第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

2　第三十二条及び第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。この場合において、第三十二条第一項から第三項までの規定中「経済産業大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

3　主務大臣は、前項において準用する第三十二条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

第二節　自主的な保安

（保安規程）

第四十二条　事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気

工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2　事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（主任技術者）

第四十三条　事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2　自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3　事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4　主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

参考資料４

合同墓の埋葬

■ 官報公告のイメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

■ 関係法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

■官報公告のイメージ

無縁墳墓等改葬公告

　○○墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

　なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますので、ご承知ください。

　平成○年○月○日　　○　○　市

１．墳墓等所在地　北海道○○市○○○○○○

１．墳墓等の名称　○○市立○○墓地

１．死亡者の本籍及び氏名　①本籍○○市○○、北海太郎・北海次郎、②本籍不詳、北海三郎、③本籍・氏名不詳墓石　七基

１．改葬を行おうとする者　北海道○○市○○○○○　○○市長　○○○○　（連絡先　北海道○○市○○○丁目○番地　○○○市○○課）

※公告の掲載料金は、地方公共団体の場合、１行２２文字単位で１行９４５円。

○墓地、埋葬等に関する法律（抄）（昭和二十三年法律第四十八号）

〔法律の目的〕

第一条　この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

〔定義〕

第二条　この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

２　この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

３　この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

４　この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

５　この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

６　この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

７　この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第五条　埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

２　前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第八条　市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則（抄）

（昭和二十三年厚生省令第二十四号）

第二条　法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二　死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

三　埋葬又は火葬の場所

四　埋葬又は火葬の年月日

五　改葬の理由

六　改葬の場所

七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）

二　墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本

三　その他市町村長が特に必要と認める書類

第三条　死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　無縁墳墓等の写真及び位置図

二　死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三　前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四　その他市町村長が特に必要と認める書類

○官報及び法令全書に関する内閣府令

（昭和二十四年六月一日総理府・大蔵省令第一号）

官報、法令全書、職員録等ノ発行ニ関スル件（昭和十八年閣令大蔵省令第一号）を改正する命令を次のように定める。

（官報）

第一条　官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等を掲載するものとする。

（法令全書）

第二条　法令全書は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、省令、規則、庁令、訓令及び告示等を集録するものとする。

附　則　（略）

参考資料５

ホテル・旅館業における
外国人技能実習期間の延長

■ 現行の技能実習制度の仕組み（厚生労働省資料）・・・ １

■ 技能実習制度推進事業等運営基本方針・・・・・・・・・・・ ２

■ 第2回答申「外国人人材受入の促進」・・・・・・・・・・・・ ９

■ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

現行の技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約16万人在留している。

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

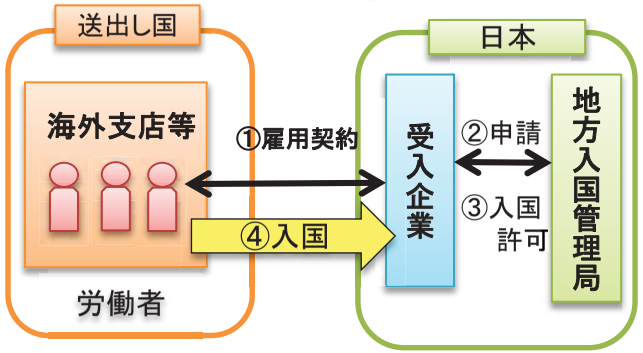

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

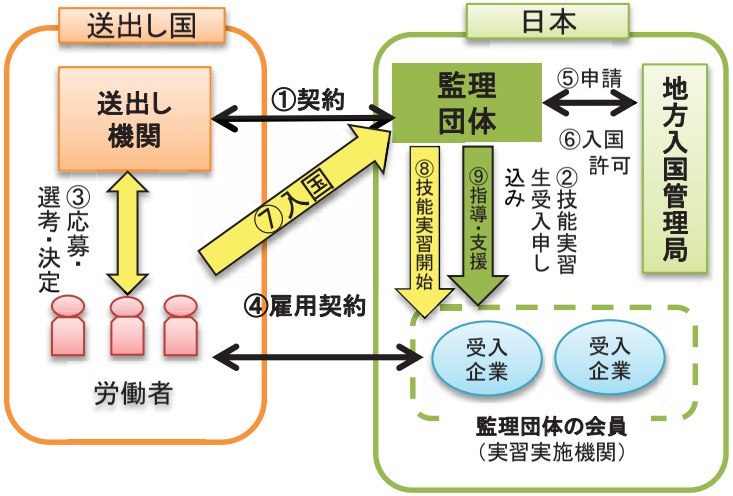

技能実習の流れ

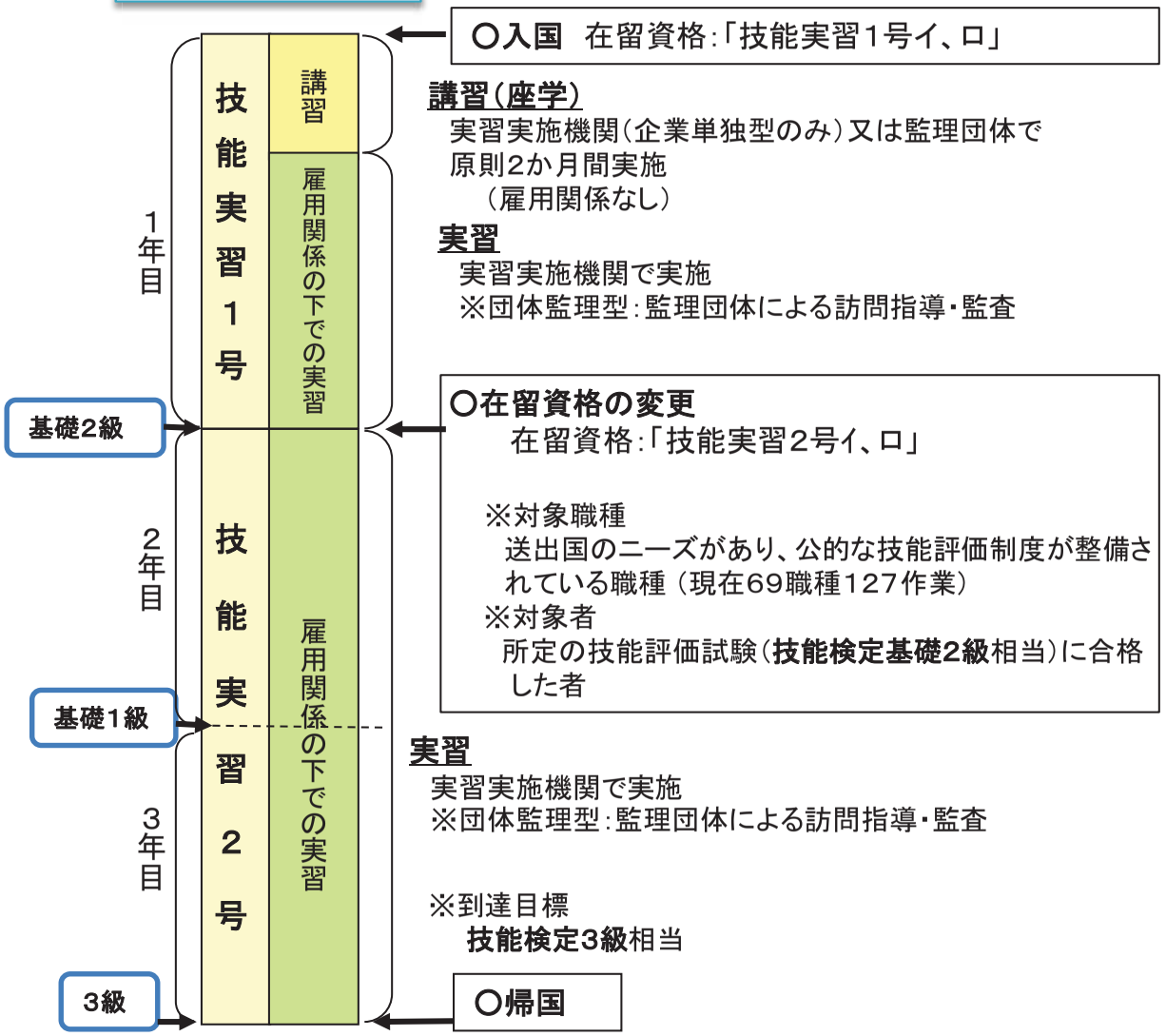

講習（座学）
実習実施機関（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施
（雇用関係なし）

実習
実習実施機関で実施
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

実習
実習実施機関で実施
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

※到達目標
技能検定3級相当

技能実習制度推進事業等運営基本方針

厚生労働大臣公示
平成５年４月５日
（平成９年４月 24 日一部改正）
（平成 12 年７月３日一部改正）
（平成 16 年４月 19 日一部改正）
（平成 20 年７月 28 日一部改正）
（平成 22 年１月 22 日一部改正）
（平成 22 年４月１日一部改正）
（平成 24 年３月 30 日一部改正）
（平成 25 年２月 12 日一部改正）
（平成 26 年４月１日一部改正）
（平成 27 年１月 23 日一部改正）
（平成 27 年４月１日一部改正）

Ⅰ　総論

１　基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習実施機関その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めるとともに、厚生労働省の委託事業である技能実習制度推進事業（以下「制度推進事業」という。）及び技能実習対象職種拡大等推進事業（以下「職種拡大推進事業」という。）の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

２　技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。

３　技能実習生、監理団体及び実習実施機関の責務

(1)　技能実習生の責務

技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の修得又は習熟（以下「修得等」という。）に精励するとともに、帰国後は修得等した技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。

(2)　監理団体及び実習実施機関の責務

監理団体及び実習実施機関は、技能実習制度の基本理念の下に、実効ある技能等の修得等が図られるように取り組むものとする。

４　出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

５　定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第１の２の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を修得等する制度をいう。

(2)　「技能実習１号」とは、本邦に入国して従事する入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号に掲げる活動をいう。

(3)　「技能実習２号」とは、技能実習１号の活動に従事して技能等を修得した後、在留資格の変更の許可を受けて従事する入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第２号に掲げる活動をいう。

(4)　「技能実習生」とは、技能実習制度の下で、技能実習１号又は技能実習２号の活動に従事する者をいう。

(5)　「企業単独型」とは、外国にある合弁企業、子会社等の従業員を技能実習生として受け入れて

行う入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号イ及び第２号イに規定する技能実習の形態をいう。

(6)　「団体監理型」とは、監理団体の責任と監理の下で、当該団体の会員企業等において実習を行う入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄の第１号ロ及び第２号ロに規定する技能実習の形態をいう。

Ⅱ　各論

１　技能実習の期間

(1)　技能実習の期間は、技能実習１号と技能実習２号の期間を合わせて３年以内とする。

(2)　技能実習２号に移行する場合、技能実習１号の期間は、１年以内とする。

(3)　技能実習２号は、技能実習１号の期間のおおむね 1.5 倍の期間以内の期間（技能実習１号の期間が９箇月を超えるものである場合は、この限りでない。）とする。

２　対象技能等

(1)　技能実習１号の対象技能等は、技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であり、帰国後我が国において修得した技能等を活かすことが予定されているもの（技能実習生送出し国のニーズに合致するもの）であって、かつ、同一の作業の反復のみによって修得できるものではないものとする。

(2)　技能実習２号の対象技能等は、技能実習１号で修得した技能等に習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものとして別表に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に従事するのに必要な技能等とする。

(3)　(2)の対象技能等に係る公的な評価制度（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第１項の技能検定（以下「技能検定」という。）を除く。）については、職業能力開発局長が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。

３　技能実習２号への移行者

(1)　技能実習２号への移行者は、技能実習１号の技能実習期間において一定水準以上の技能等を修得し、当該技能等についての公的な評価に合格し、在留資格の変更（技能実習１号から技能実習２号への在留資格の変更をいう。）が許可された者とする。

(2)　技能実習２号は、技能実習１号と同一の職種及び作業に従事するのに必要なより実践的な技能等について、同一の実習実施機関において実施されるものとする。

４　技能実習生の受入れ等

(1)　技能実習生のあっせん

イ　技能実習制度は、労働力を受け入れる制度ではなく、技能等の開発途上国等への移転による国際協力を目的とする制度であることから、営利を目的として、技能実習生を実習実施機関にあっせんすることは、制度の趣旨に反し認められないものである。

ロ　団体監理型の技能実習においては、監理団体が送出し機関と連携し、技能実習生を実習実施機関にあっせんをすることは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）上の職業紹介事業に該当することから、同法等に規定する職業紹介事業の許可又は届出が必要である。なお、入管法令上、監理団体は営利を目的としない団体とされているほか、収益を得るあっせん行為は認められていない。

(2)　募集時の技能実習条件の明示

イ　実習実施機関は、技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出し機関等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習２号への移行に当たり受検することが必要な試験及びこれまでの合格実績並びに技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。

　特に、募集時に示した労働条件等と入国後の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費、寮費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等、条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。

ロ　イの文書には、技能実習２号への移行を予定しない場合にはその旨を、また、技能実習２号への移行を予定する場合には、３の(1)の条件を満たさないときには、技能実習２号への移行が認められず、帰国しなければならない旨を、明記するものとする。

(3)　実習実施機関が配慮すべき事項

イ　実習実施機関は、国際協力としての技能実習制度の理念及び目的を理解するとともに、適正な技能実習条件の下、技能等の移転が確保できる指導体制が整備されており、また、入管法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令が遵守されていることが必要である。

　また、実習実施機関は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、監理団体と連携して、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要がある。

ロ　技能実習生の受入れを予定する実習実施機関においては、技能実習生と雇用関係に入るものであることから、あらかじめ当該事業場の労働組合等と技能実習制度に関して協議することが望ましい。

5　技能実習の実施に関し留意すべき事項

(1)　技能実習２号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

イ　監理団体及び実習実施機関（企業単独型にあっては実習実施機関）は、技能実習２号への移行を予定する技能実習生が技能実習１号及び技能実習２号の期間全体を通じて効果的な技能の修得等が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受検など、修得等した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。

ロ　技能実習１号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎２級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。

ハ　技能実習２号の期間の計画は、技能実習１号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習２号を開始した日から１年を経過した日においては技能検定基礎１級に相当する技能等、２年を経過した日においては技能検定３級に相当する技能等に適切に習熟できるものとすること。

ニ　技能実習計画には、移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等に加えて、当該移行対象職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事するものとして関連する技能等を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、当該移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等の修得等に充てる時間は、全体の計画時間の半分以上とする。

(2)　適正な雇用契約の締結

イ　実習実施機関は、雇用契約を入国前に締結し、団体監理型の雇用契約の始期については、監理団体が行う講習の終了後とする。

ロ　入国後のトラブル防止の観点から、実習実施機関は、技能実習生が雇用契約の内容を十分に理解できるようにするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。

ハ　技能実習生に支払う賃金については、日本人が従事する場合に支払われる賃金と同等額以上の賃金を支払う必要がある。なお、技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生の技能修得意欲の向上が図られるよう配慮することが望ましい。

　また、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を技能実習生に直接又は間接に負担させることはあってはならないものである。実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用としては、講習や監査の実施費用、相談体制の構築等の監理に要する費用、技能検定に関する費用等の教育訓練に要する費用、技能実習終了時の帰国旅費等がある。

ニ　監理団体は、技能実習生と実習実施機関との労働関係に介入することとならないよう留意しつつ、生活管理、帰国担保及び技能実習計画に基づく実習の実施に関し、実習実施機関に対して必要な指導又は援助を行うものとする。

(3)　労働関係法令の適用等

　技能実習生には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の労働者に係る諸法令が適用されることから、実習実施機関は、これを遵守する必要がある。

　特に、賃金については、最低賃金額以上の額を支払う必要があるほか、食費、寮費等を控除する場合には法令に則った労使協定の締結が必要である。

　また、この場合においても、控除する額は実費を超えてはならず、かつ、(2)のハのとおり、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を「管理費」等の名目で不当に控除することはできない。

　さらに、技能実習生について適正に労働時間管理を行う必要があるほか、技能修得活動の一環

としてやむを得ず時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払い等法定の手続に則って行う必要がある。この場合においても、技能修得及び健康確保の観点から、恒常的な長時間労働とならないよう配慮する必要がある。

(4)　実習指導

実習実施機関は、技能実習計画に基づき、定期的に技能実習生の技能等の修得状況を確認し、個々の技能実習生の習熟度に応じた適切な実習指導を行うよう努めるものとする。また、入管法等の規定により、実習実施機関に配置することとされている技能実習指導員については、対象技能等に係る公的な資格を取得する等その指導能力の向上に努めるものとする。

６　技能実習２号への移行

(1)　技能実習２号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等について評価を受けなければならない。当該評価は、７に定めるところによる。監理団体又は実習実施機関は、技能実習２号の技能実習計画について評価を受けなければならない。当該評価は、技能実習１号での修得技能等の成果を踏まえたより実践的な技能等に習熟する上での適合性の観点から、制度推進事業の実施機関（以下「制度推進事業実施機関」という。）が行う。

(2)　在留資格変更の可否は、(1)の修得技能等の評価、技能実習計画の評価及び技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣により決定される。

なお、法務省では、在留資格変更申請について、技能実習１号の期間満了のおおむね１箇月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。

(3)　技能実習２号への移行を希望する技能実習生は、原則として技能実習１号の期間が終了する４箇月前までに、制度推進事業実施機関に対し、氏名、性別、送出し国、習熟を希望する移行対象職種・作業の種類、技能実習２号への移行のために受検を予定する検定・資格試験等、受検を希望する時期その他必要な事項を明らかにして修得技能等の評価を受けることを申し出るものとし、実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続について必要な援助を行う。

(4)　実習実施機関は、自ら又は監理団体を経由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習２号に移行した者の氏名等を制度推進事業実施機関に報告するものとする。

(5)　予定されている技能実習２号の技能実習期間が１年を超える場合には、技能実習２号への移行後おおむね１年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣が在留期間更新の可否を決定する。

７　修得技能等の評価

(1)　修得技能等の公的評価システム等

イ　技能実習２号への移行に係る修得技能等の評価は、検定・資格試験等を実施している技能検定実施機関等（以下「公的評価機関」という。）の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、制度推進事業実施機関が行う。

ロ　制度推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み（以下「公的評価システム」という。）は、技能検定及び２の(3)の規定により、認定されたものとする。

(2)　修得技能等の評価の受検手続等

イ　制度推進事業実施機関は、６の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受検を希望する検定・資格試験等、受検希望時期等に応じ、公的評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受検日等の連絡を行うものとする。

ロ　技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習１号の期間の４分の３程度を経過した後に受けるものとする。

ハ　技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る公的評価システムによる検定・資格試験等を受検するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、１回に限り再受検することができる。

ニ　実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受検について必要な支援を行うものとする。

ホ　公的評価機関は、速やかに検定・資格試験等の結果を制度推進事業実施機関に対し通知するものとする。制度推進事業実施機関は、その結果を取りまとめ、法務省に報告するものとする。

(3)　技能実習終了時の修得技能等の評価

イ　実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検

定・資格試験の受検その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。

ロ　実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受検等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

８　技能実習状況の把握等

厚生労働省においては、制度推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出に基づき技能実習生の実態を把握し、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件及び安全衛生の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

９　帰国担保

(1)　実習実施機関（企業単独型に限る。）又は監理団体（団体監理型に限る。）は、技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じなければならない。帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、実習実施機関又は監理団体においてその全額を負担しなければならない。また、技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合には、当該事実を制度推進事業実施機関に報告するものとする。なお、監理団体等において、法務省令の規定に基づき地方入国管理局への報告を行わなければならない場合がある。

(2)　制度推進事業実施機関は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、送出し機関及び監理団体との連携及び協力を図るものとする。

10　技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

(1)　技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、職種拡大推進事業の実施機関（以下「職種拡大推進事業実施機関」という。）に報告するものとする。

(2)　技能実習の継続が、実習実施機関の倒産、監理団体又は実習実施機関が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ、本人が継続して実習を希望するときには、監理団体及び実習実施機関は相互に協力して新たな受入れ機関を確保するよう努める必要がある。また、職種拡大推進事業実施機関においては、監理団体又は実習実施機関から協力を要請された場合には、関係機関と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の実習実施機関で技能実習を継続することが可能となるよう、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。

11　制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の役割等

(1)　制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)及び(3)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。

(2)　厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする制度推進事業を、制度推進事業実施機関に委託して実施する。

イ　技能実習２号の技能実習計画の評価（６の(1)）

ロ　技能実習２号への移行に係る修得技能等の評価（７の(1)のイ）

ハ　修得技能等の評価の受検手続の支援（７の(2)）

二　監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施

ホ　技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。

ヘ　技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。

ト　技能実習生に対する母国語電話相談の実施

チ　監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催

地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。

リ　関係行政機関との会議等の開催

中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。

(3)　厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする職種拡大推進事業を職種拡大推進事業実施機関に委託して実施する。

イ　技能実習評価試験の整備に関する相談及び申請に係る各種支援（2 の（3））
ロ　帰国した技能実習生を対象とするフォローアップ調査
ハ　不正行為認定時等の実習継続支援の実施（10 の(2)）
二　地域社会における日本人と技能実習生との共生等に関する好事例の収集等
ホ　技能実習生の母国語による修得技能の書面の整備等

(4)　制度推進事業実施機関は、制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。

イ　モデル労働条件通知書の作成及び普及
　実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。

ロ　日本語教育支援の実施
　監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。

ハ　福利厚生事業の実施
　技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。

ニ　教材の支援等
　教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(5)　厚生労働省は、制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

12　その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

附　則

この基本方針の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

技能実習2号移行対象職種　71職種130作業

1　農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2　漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3　建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
と　び	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左　官	左官作業
配　管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表　装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

4　食品製造関係（9職種14作業）

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業	惣菜加工作業

5　繊維・衣服関係（12職種21作業）

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染　色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
下着類製造	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6　機械・金属関係（15職種27作業）

職種名	作業名
鋳　造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛　造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄　工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7　その他（10職種22作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印　刷	オフセット印刷作業
製　本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗　装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶　接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業

答申８

外国人人材受入れの促進

現状

・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待されるところ。
(外国人観光客数　H14年度：約28万人　　H18年度：約59万人)
・それに伴い、外国人宿泊者も増加しており、宿泊施設で母国語が通じることは、観光地選び宿泊地選びにおいて重要なポイントとなる。
・道内の施設の約9割が外国人を受け入れているが、英語のできる職員がいる施設が52%、中国語が17%、韓国語は9%に止まっている。

課題

・出入国管理法では、一定の要件を満たす技能をもつシェフ、インストラクターについて、3年又は1年の在留期間が認められているが、範囲が限定されている。
・(財)国際研修協力機構が実施する「外国人研修・技能実習制度」について1年間の研修期間の在留が認められているがあくまでも研修である。
・このため、長期間の在留を認め、北海道観光に精通した外国人人材を確保し、外国人観光客への対応力を向上させる必要がある。
・出入国管理は国の専管事項であるため、道の意思が反映する制度が必要

目指すすがた

国専掌事務に対する申出権の創設

観光業務に従事する外国人人材の確保

北海道 → 入管法基準の変更について申し出 → 国

意見を尊重し、特例措置

○出入国管理法において3年又は1年の在留が認められる者
・シェフ(技能)、インストラクター(技能)
・ホテルマン(国際業務)
○活動基準
本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動
※研修制度による滞在は1年

特例措置

○観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなどを追加
○対象者の例
ホテル業務について3年以上の実務経験を有し、日本語が堪能な者
○活動基準
本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

・外国からの優秀な人材を長期間確保することにより、外国語による優れたサービスの提供が可能となり、外国人観光客へのホスピタリティの向上が図られ、北海道観光の魅力アップにつながる。

【 関係法令 】

出入国管理及び難民認定法（抄）

別表第一の二

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の

	項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動
技能実習	一　次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ　法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 二　次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ　前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ　前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）

参考資料６

観光立国推進旅行券の発行

■ 地域住民生活等緊急支援のための交付金を
活用した事業比較表（案）・・・・・・・・・・・・・・ 1

観光局【地域消費喚起・生活支援型】 交付金事業比較表(案)

事業名	Ⅰ.外国人観光客向け観光消費喚起 プレミアムサービス提供事業	Ⅱ.道内周遊活性化事業	Ⅲ.バスツアー特別対策支援事業	Ⅳ.「旅をしよう！」 道産子旅券発行事業
事業目的	・地方における免税店の拡大促進 ・閑散期における道内各地への誘客の促進 ・道内各地の旅行市場の拡大や観光消費額増大	・閑散期における道内各地への誘客の促進 ・道外客の旅行市場の拡大や観光消費額増大 ・地方空港の利用促進	貸切バスの運賃・料金制度の改正を伴うバスツアーの減少による観光地への影響の緩和	・観光需要が低迷する閑散期の旅行需要の拡大及び通年化の促進 ・観光入込客数の約85%を占める道民の旅行意欲の喚起 ・観光客の道央一極集中の解消
対象	外国人観光客	道外客	旅行代理店	道民
利用条件	―	地方空港利用者（片道でも可）	①1泊以上の宿泊を伴う団体旅行 ②催行人数：20名以上 ③移動距離：300km以上	―
使用期間	9月～2月			9月～2月
事業形態	委託			委託
割引率・助成要件	額　面：10，000円 販売額：6，000円 （40%割引）		①バス単体　：1人あたり　2千円 ②バス併用型：1人あたり2．5千円	額　面：10，000円 販売額：8，000円 （20%割引）
発行部数	150，000冊		①上限　10万人 ②上限　8千人	150，000冊
	30，000冊（予定）	120，000冊（予定）		
1人当たり発行上限	3冊（30，000円分）	10冊（100，000円分）	―	10冊（100，000円分）
利用施設	・道内免税店 ・道内観光施設 **※札幌市を除く**	・道内宿泊施設 ・道内観光施設	―	・道内宿泊施設 ・道内観光施設 **※札幌市を除く**
使用方法	10,000円		―	5,000円…宿泊宿泊施設 5,000円…宿泊施設・観光施設
PR方法	各種メディア、印刷物、WEB、SNS、海外旅行博（機構事業）等		旅行会社への説明会	各種メディア、印刷物、WEB、SNS等
販売場所	利用施設、地方空港（旭川・函館）、新千歳空港、観光案内所、Web	利用施設、新千歳空港、地方空港、旅行会社、コンビニ発券、金融機関、観光案内所、Web	－	利用施設、旅行会社、コンビニ発券、金融機関、観光案内所、Web
販売・発券方法	①紙券　②磁気カード　③①・②併用	①紙券　②磁気カード　③①・②併用 ④旅行会社への助成	－	①紙券　②磁気カード　③①・②併用
確認方法	パスポート、航空券（半券、eチケット等）	地方空港利用確認（半券、eチケット等）	－	住所の確認等